

	質問	回答
1	委託業者のうち本事業に従事した時間の直接人件費は請求可能でしょうか。	<p>直接人件費は請求可能です。請求の際は、証憑書類として以下の資料提出が必要ですのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間単価の根拠資料 ・ 出勤状況を証明する資料 ・ 業務に従事した時間及び従事内容を証する業務日誌等 ・ 給与支払の事実がわかる書類（銀行振込受領書）
2	直接人件費には取締役（本事業での実働に含まれる）なども含まれるのでしょうか。	取締役についても、本事業の実働にかかる費用は計上可能です。
3	人件費の算出根拠は健康保険単価等でよいのでしょうか。	問題ありません。
4	委託料分を事業開始時に全額請求可能でしょうか。概算払請求との違いは何でしょうか。	<p>委託料の支払については、精算払を原則としており事業開始時に委託料の全額請求はできません。</p> <p>概算払については「業務の完了前に業務に必要な経費として委託料の概算払を請求することができる。この場合において、甲（沖縄県）は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、概算払を行うことができる。」としており、請求書等の実績に応じ県が認めた範囲内で支払います。</p>
5	委託業者が所有する事業実施に必要な備品の賃借料は経費に含まれるでしょうか。	委託業者が所有する備品の賃借料については、対象外とします。